

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部改正
- ◇告示 米飯提供業者の登録
牛の流行性感冒予防注射の実施
指定医師の取消
農業委員会の統合
- ◇選管告示 農業者委員会等に関する法律に基づく代表者会議の区域の廃止等
- ◇選管告示 境港市選挙区の選出議員
- ◇教委規則 鳥取県教育研究所規程の一部改正
- 鳥取県立図書館規程の一部改正
- 鳥取県立科学博物館規程の一部改正

規則

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十九号

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則の一部を改正する規則

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則（昭和二十六年九月鳥取県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

第一条 国民健康保険診療報酬請求明細書の審査を行うため、鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

第二条 審査委員会は次に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 療養担当者を代表する委員 七人
- 二 保険者を代表する委員 七人
- 三 公益を代表する委員 七人

2 委員は非常勤とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年七月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百三十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年七月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

- 七三三 後藤 よう 後藤 屋 八頭郡智頭町智頭七四六 住所に同じ
- 七三四 藤原 清子 出雲 屋 気高郡青谷町青谷四、〇六〇 " "
- 七三五 近藤 八重子 ラッキー食堂 米子市角盤町三ノ一三 " "
- 七三六 山本 昇 山田屋食堂 鳥取市上町一区六五 " "
- 七三七 黒見 治子 小宝 屋 " 立川五丁目一七二 鳥取市東品治町一〇九ノ一六

鳥取県告示第三百三十九号

次のように牛の流行性感胃の予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六

条の規定により牛の所有者に対して注射をうけることを命ずる。
昭和三十二年七月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 牛の流行性感胃予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛、ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射免除の方法
牛の流感性感冒予防液の皮下注射をだし注射は二回注射とする。

別 表

実施期日	実施区域		実施場所
	第一回	第二回	
七月 二十一日	溝口町	福岡、下代、郷原、池田	福島、福吉、三浦、白木、根雨原、谷川、宮原、大原、大倉
七月 二十二日	"	"	父原、中祖、宇代、溝口、長山、大江、上野
七月 二十三日	"	"	金屋谷、岩立、下内、未鎌、福永、添谷
七月 二十四日	"	"	大滝、富江、籠原、栃原、大坂
七月 二十五日	"	"	江尾、小江尾、佐川、柿原
七月 二十六日	"	"	下安井、荒田、洲河、崎、武庫
七月 二十七日	"	"	日之結、尾上原、池之内
七月 二十八日	"	"	助次、下蚊屋
七月 二十九日	"	"	御机、美用
七月 三十日	"	"	東尾、小原、杉谷
七月 三十一日	"	"	"

〃	七日	〃	十二日	〃	原、宮市、貝田
〃	十五日	〃	二十日	〃	大河原、吉原
〃	十六日	〃	二十一日	〃	西成、袋原、大満
〃	七月	〃	二十七日	根雨町	根雨、舟場、三谷、貝原
〃	二十二日	〃	二十九日	〃	野田、津池、安原、添原
〃	二十四日	〃	三十日	〃	板井原、金持、高尾
〃	二十五日	〃	三十一日	〃	下榎、本郷、小林
〃	八月一日	〃	八月六日	〃	三土、門谷、独谷

鳥取県告示第三百四十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定にもとづく医師の指定を次のとおり取消した。

昭和三十三年七月九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名	住 所	氏 名	取消の理由
内科	鳥取市古市一鳥取市民病院内	石橋忠男	退職
外科	倉吉市越殿町一〇八厚生病院内	入江 孝	〃

鳥取県告示第三百四十一号

鳥取市に設置の千代農業委員会の区域に、鳥取市東部、鳥取市呂美、鳥取市高草、鳥取市湖東、鳥取市湖南の各農業委員会の区域を昭和三十三年七月五日から編入することを承認する。

なお昭和三十三年七月五日から千代農業委員会の名称を鳥取市農業委員会に変更することの届出があつた。

昭和三十三年七月九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百四十二号

昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十八号（農業委員会等に関する法律に基く代表者会議の区域）及び昭和二十

十九年九月鳥取県告示第四百六十九号（農業代表者会議の区域及び調査審議事項）を昭和三十三年七月十九日限り廃止する。

昭和三十三年七月九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号
公職選挙法施行令（昭和二十五年四月政令第八十九号）第六条の規定により、境港市に住所を有する次の県議会議員を、境港市選挙区から選出された議員とする。

昭和三十三年七月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

岡 田 洲 二	境港市明治町三十一番地
安 田 貞 栄	〃 新屋町四十一番地

教育委員会規則

鳥取県教育研究所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月九日
鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県教育研究所規程の一部を改正する規則

鳥取県教育研究所規程（昭和三十三年二月鳥取県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（研究所の組織）

第四条 教育研究所の所務を分掌させるため、次のとおり係を置く。

庶 務 係
研究調査係
研 修 係

第四条の次に次の二条を加える。

(職制)

第四条の二 教育研究所に所長を、係に係長を置く。

(職務)

第四条の三 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

- 一 所長 上司の命を受け、所務を掌理する。
- 二 係長 上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

第五条中「所長」の次に「係長」及び「研究員」を、「主事補」の前に「研究員補」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年七月一日から適用する。

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月九日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 特に必要があると認めるときは、図書館に館長補佐を置くことができる。

第五条の次に次の一条を加える。

(職務)

第五条の二 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

- 一 館長 上司の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 二 係長 上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。
- 三 分館長 上司の命を受け、分館務を処理する。
- 四 館長補佐 館長をたすけて、館務に従事し、館長に事故がある場合は、その職務を代行

する。

第六条第一項中「分館長」の次に「館長補佐」を加える。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年七月一日から適用する。

鳥取県立科学博物館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月九日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立科学博物館規程の一部を改正する規則

規則

鳥取県立科学博物館規程（昭和三十二年七月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 特に必要があると認めるときは、博物館に館長補佐を置くことができる。

第四条の次に次の一条を加える。

(職務)

第四条の二 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

- 一 館長 上司の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 二 係長 上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。
- 三 館長補佐 館長をたすけて、館務に従事し、館長に事故がある場合は、その職務を代行する。

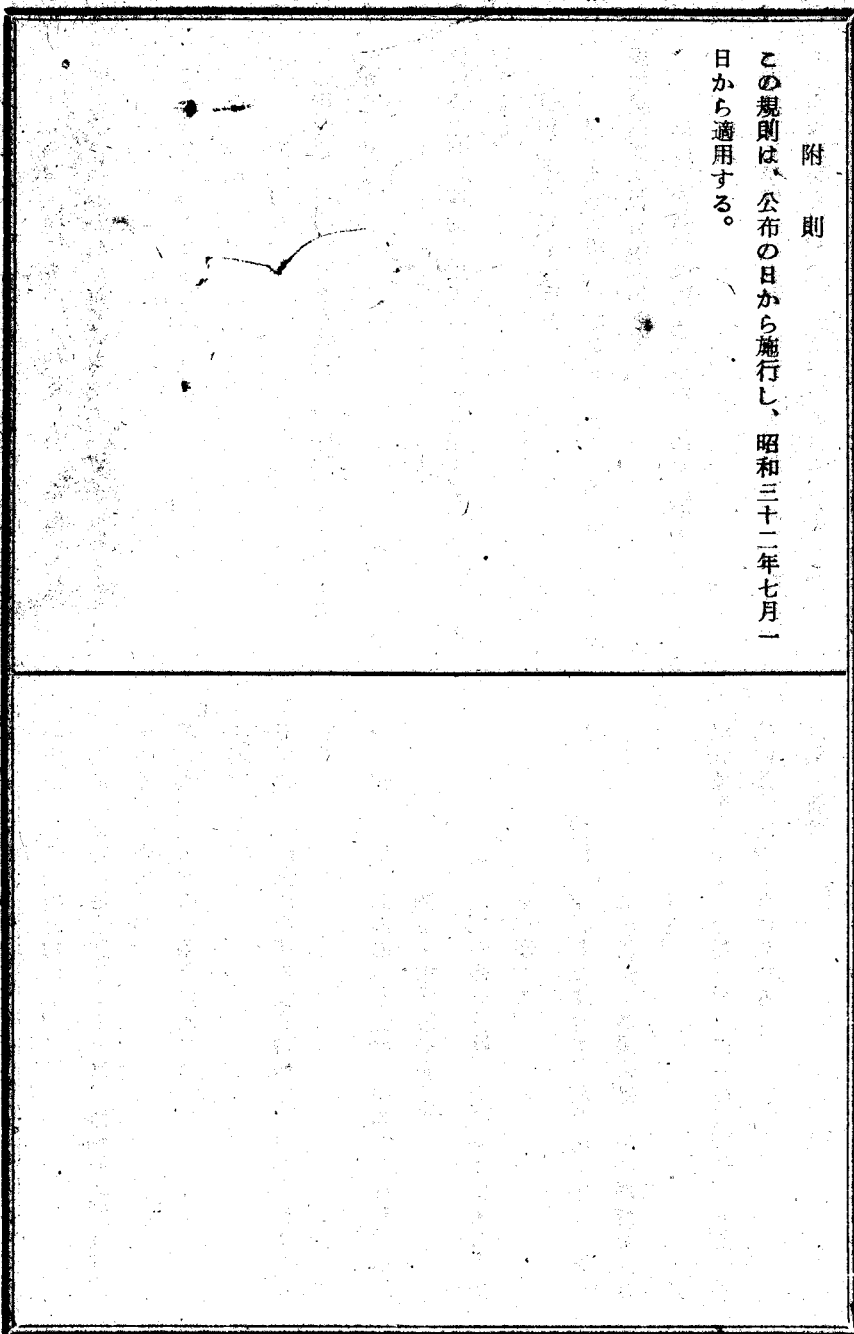
第五条第一項中「係長」の次に「館長補佐」を加える。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年七月一日から適用する。



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
発行日 火、金

発 行 鳥取県鳥取市東町 取
刷 鳥取県鳥取市東町 取
印 鳥取県鳥取市東町 取
所 鳥取県鳥取市東町 取